

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当該の翌日)

鳥取県訓令第八号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十九年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第4号）の一部を
次のように改正する。

第三条中「専門研究員及び技幹」を削る。

別表中	課長補佐
婦人青少年室長	課長
備室長	課長補佐
全国身体障害者スポーツ大会準備室長	課長
県営林室長	課長補佐
老人福祉対策室長	課長
広報室長	課長補佐
全国身体障害者スポーツ大会準備室長	課長
県営林室長	課長補佐
老人福祉対策室長	課長
広報室長	課長補佐
全国身体障害者スポーツ大会準備室長	課長

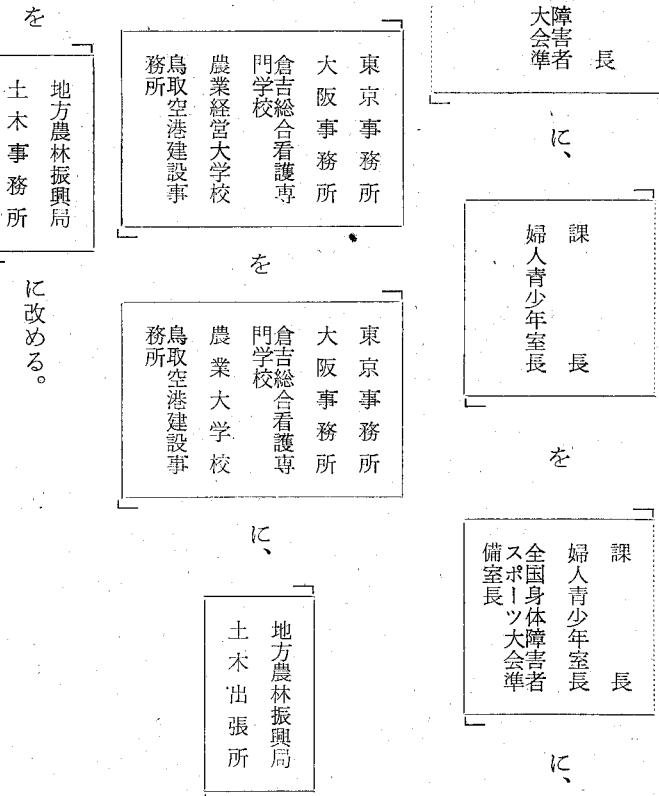
訓 令

- ◇告示 ◇訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- 示 土地改良事業の認可（二件）
- 土地改良事業の認可（二件）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
- 土地収用法による事業の認定
- 県道の区域の変更
- 県道の供用の開始
- 建築基準法による道路の位置の指定
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公告 保母試験の合格者

告示

附則

この訓令は、昭和五十九年十月一日から施行する。



昭和五十九年九月十八日

鳥取県告示第六百九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
原田千絵	鳥薬第五四七号	昭和五十九年八月二十九日
陶山芳美	鳥薬第五四九号	"

鳥取県告示第六百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業浜田地区区画整理）を昭和五十九年九月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十八日

鳥取県告示第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（団体官かんがい排水事業絹屋地区農業用排水）を昭和五十九年九月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十九号

岸本町が行う土地改良事業に係る小林地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 西 尾 邑 次

換地計画書の写し

昭和五十九年九月十九日から二十日間

二 縦覧に供する期間

岸本町役場

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日南町

二 事業の種類

日南町市民総合運動公園建設事業

三 起業地

1 収用の部分 日野郡日南町神戸上字官林地内

2 使用の部分 なし

四 土地收回法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日南町役場

鳥取県告示第七百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年九月十八日から一週間鳥取県土木部道路課において一般的の縦覧に供する。

昭和五十九年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名		前後別	区	間	(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)
変更後	変更前					
八坂鳥取 停車場線	鳥取市東品治町一丁目三六地先から 同市東品治町一〇四地先まで					
鳥取市富安二丁目七二地先から同 市扇町一地先まで	一〇・九〇・九〇	一、三〇・〇				
一三・一〇 八五〇・〇						

鳥取県告示第七百三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十九年九月十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十九年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
八坂鳥取 停車場線	鳥取市扇町六〇地先から同町一地先ま で		昭和五十九年九月十八日

次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和五十九年九月十八日から一週間鳥取県土木部道路課において一般的の縦覧に供する。

昭和五十九年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
岩美郡岩美町大字浦富	岩美郡岩美町大字浦富字 柿ヶ岡一五七七一九、一	幅員 六・〇〇~111・九六
大谷武同	五七七一〇、一六一九 一一、一六一九一、一	延長 八七・〇九
	六二九一四及び一六三〇	一四

昭和59年8月1日から同月4日までの間に実施した保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和59年9月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

松下増恵	田部美津保	高田朋恵
岩田博光	渡部晃子	清水知子
門永くみ	堀越美智子	敦井生内
葛山小百合	柴田幸子	田田愛子
大井野明子	澤西三貴子	子恵子
美厚美		

昭和五十九年九月十八日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和五十九年九月十九日(水)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任命について
- 2 その他